

令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務要求水準書

1 業務名

令和9年さいたま市二十歳の集い臨時バス運行等業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月11日まで

3 履行場所

さいたま市内

4 予算の上限額

19,246,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 事業の目的

さいたま市では、本市の未来を担う若者を市民こぞって祝福し、二十歳としての責任や自覚を促すとともに、今後の活躍と将来の幸せを願うため、令和9年さいたま市二十歳の集い（以下、「式典」という）を開催する。

本業務は、令和9年さいたま市二十歳の集いの開催にあたり、会場である埼玉スタジアム2002へのアクセスを円滑にするため、市内各所より臨時バスを運行し、二十歳の集いの参加者（二十歳（対象者）・家族）が安全かつ円滑に参加できる環境を整えることを目的とするもの。

6 令和9年さいたま市二十歳の集い開催概要

(1) 開催概要

①名称 「令和9年さいたま市二十歳の集い」

②主催 さいたま市・さいたま市教育委員会・さいたま市選挙管理委員会・さいたま市二十歳の集い実行委員会

③開催日時 令和9年1月11日（月・祝）

11時45分～ 開場（予定）

13時00分～ オープニング [15分]

13時15分～ 式典 [30分]

開式／国歌斉唱／式辞（市長）／祝辞（市議会議長）

来賓・主催者紹介／スペシャルメッセージ（メッセージ動画）／社会貢献活動の発表／はたちの誓い（12名予定）／閉式

13時45分～ アトラクション [30分]

14時15分～ 参加者移動 [15分]

14時30分～ 再会の広場※ [60分]

15時30分～ 終了・閉場 (予定)

※会場内に市内中学校名の看板を設置し、二十歳の方達が集まり自由に歓談する時間

④式典開催場所 埼玉スタジアム2002

※開催概要案の正式決定は、さいたま市二十歳の集い実行委員会の承認を得て確定するため、詳細は今後変更になる可能性がある。

(2) 想定参加人数 (過去実績からの想定)

ア 二十歳 (対象者)・家族想定参加人数

二十歳 (対象者)	家族
約9,500名	約2,500名

二十歳 (対象者)・家族の来場手段想定

公共交通機関利用者	自家用車利用者 (送迎含む車両台数)	その他 (自転車・徒歩など)
約6,500名	約5,150名 (約2,600台)	約350名

イ 主催・来賓出席者数

登壇主催者	登壇来賓 (国会議員・県議会議員・市議会議員)	一般来賓 (二十歳代表家族・自治会・教職員等)
17名	約90名	約200名

主催・来賓は自動車での来場を見込んでいる。

(3) 式典参加方法

二十歳 (対象者)・家族は、「さいたま市みんなのアプリ」にて事前申込みを行い、入場に必要の入場券等を取得したうえで来場するものとする (事前申込の受付や入場券等の発行は、さいたま市みんなのアプリ運営事業者が実施するものとする)。

(4) 施設使用可能時間

埼玉スタジアム2002

前日 (準備) 令和9年1月10日 (日) 13時00分～21時00分

当日 (準備・本番・撤去) 令和9年1月11日 (月・祝) 8時00分～20時00分

※前日の使用可能時間は変更となる可能性あり

7 業務内容

二十歳の集いの参加者 (二十歳・家族) を安全かつ円滑に輸送するため、以下に示す業

務を実施すること。

また、本市等が委託する会場設営や警備誘導、式典の進行や演出等に係る他の業務受託者等と連携し、業務を実施すること。

(1) 臨時バスの運行

①運行ルート

臨時バスは、浦和美園駅周辺のほか、岩槻駅周辺、さいたま新都心駅周辺及び浦和駅周辺からの下表の人数を輸送する運行ルートを設定し、各ルートにおいて、利用者の安全性を確保したうえで、効率的かつ効果的に利用者を輸送するための企画提案をすること。

浦和美園駅周辺	岩槻駅周辺	さいたま新都心駅周辺	浦和駅周辺
3, 750名	450名	1, 500名	300名

なお、臨時バスの駐車場所や乗降場所の設定に当たっては、敷地の管理者等との調整を行うこと。(さいたま新都心駅周辺の乗降場所として、さいたま新都心バスターミナルを利用する場合には、利用申請及び利用料金の免除に係る手続きは委託者が行う。)

また、埼玉スタジアム2002の発着所については、大型バス100台収容ができる東駐車場とすること(資料1 埼玉スタジアム2002周辺図を参照)。

②運行本数・ダイヤ

公共交通機関を利用する二十歳の集いの参加者(二十歳・家族)の安全性を確保したうえで、開催概要等を踏まえた効率的かつ効果的に輸送するための企画提案を行うこと。

また、運転手が適切に休憩をとることができるよう人員に余裕を持った体制とし、休憩に必要な場所は受託者が確保すること。

なお、車両について、比較的短い区間で運行する場合は路線バス、長距離を運行する場合は観光バスを使用する等、臨時バス想定乗車人数や運行ルートに応じて適切な車両を選択すること。

③利用料金及び利用事前予約

浦和美園駅周辺を発着するルートにおいては、利用料金を無料とし、事前予約も不要とすること。

一方、岩槻駅周辺、さいたま新都心駅周辺及び浦和駅周辺を発着するルートの設定に当たっては、利用者が事前予約を行う方法を採用し、利用料金を徴収すること。

利用料金の金額設定については、既存の公共交通機関(路線バス・電車)を利用した場合の運賃等を踏まえ、片道500円程度を想定しており、契約後、決定するものとする。

なお、有料ルートについては、受託者の提案により、道路輸送法に基づく一般乗合旅客自動車輸送事業または旅行業法に基づく募集型企画旅行のいずれかにて実施すること。

また、受託者にて、臨時バスの利用案内や利用申込等に関するWEBページを用意し、臨時バスの利用に関する問い合わせについて対応すること。

併せて、WEBページにおいて、自家用車で来場する参加者向けに委託者が指定する埼玉スタジアム2002周辺の民間駐車場に関する情報を掲載すること。

(2) 警備誘導スタッフの配置

混雑対策や人員整理、臨時バスの誘導などを行うため、各乗降場所において、責任者を1名以上選任した上で、利用者の安全性の確保と効率的かつ効果的な輸送に必要な警備・誘導スタッフを配置すること。

また、乗降場所周辺に看板・サイン等を作成・掲出し、利用者の利便性向上を図ること。

(3) 各種申請作業等

各ルートにおける臨時バスの駐車場所や乗降場所の設定や看板・サイン等の掲出にあたっては、受託者において官公庁や敷地管理者等との調整を行うこと。また、既存の路線バスとのルートの重複等にも配慮し、必要に応じてバス会社等と調整を行うこと。

なお、官公庁や敷地管理者等への届出・申請等が必要な場合は、必要な手続きを行うこととし、手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

(4) 運行計画の作成及び関係機関との協議

①運行計画の作成及び提出

本業務を実施するにあたり、以下に挙げる臨時バス運行等に関する計画書等を作成し、提出すること。

- ア 運行概要（目的、時間帯、区間・本数等）
- イ 運行ルートの詳細（出発地・到着地、輸送人数、所要時間）
- ウ ダイヤ（時刻表）
- エ 車両情報（台数、定員）
- オ 警備誘導実施計画
- カ 組織体制及び連絡体制
- キ 安全対策（点検、事故対応、渋滞判断、乗降時の安全対策）
- ク 利用者対応（案内、混雑、遺失物）
- ケ リスク・対応計画（混雑・天候・トラブル）

②関係機関との協議

運行計画は、委託者や警察署、他の業務受託者、埼玉スタジアム2002指定管理者等と必要な打合せを行ったうえで作成すること。また、打合せした事項については議事録を作成すること。

(5) 報告書等の作成・提出

上記の各業務の結果報告に加え、以下の報告書等についても適宜作成し、委託者と協議のうえ提出すること。また、この他にも、委託者が関連する業務において必要と認められる資料等の作成について依頼することがある。

- ①事業実施報告書
- ②本業務を通じて作成、入手した資料等
- ③打ち合わせ議事録

なお、報告書等の提出方法は紙及び電子データとし、提出形式、方法等については、委託者と協議すること。

8 想定スケジュール

以下の想定スケジュールを踏まえ業務を実施すること。業務の実施に当たっては、あらかじめ委託者の承認を得たうえで、必要な作業を実施すること。

なお、想定スケジュールについては、契約締結後及び契約締結中において、適宜変更することがある。

- 令和8年6月下旬 業務委託契約締結
- 令和8年9月末 運行計画書の確定
- 令和8年10月頃～ 利用案内や利用申込等に関するWEBページの開設
- 令和8年11月頃～ 利用申込の開始
- 令和9年1月11日 二十歳の集い当日（臨時バスの運行等）

9 委託者が実施すること

(1) 負担する経費

埼玉スタジアム2002の東駐車場の使用料

(2) 敷地等の利用申請

さいたま新都心バスターミナル

10 業務委託料の確定

業務委託料は、契約金額から、受託者が有料ルートにおいて収入として得た利用料金の合計額を減額した金額として確定する。

このため、受託者は、本業務の完了後速やかに、受託者が収入した利用料金の合計額を証する書類を添えて委託者に提出すること。

なお、業務委託料の確定は、令和9年1月31日までにを行うものとする。

11 業務委託料の支払い

さいたま市業務委託契約基準約款に基づき、業務完了後、一括払いとする。

12 一般事項

- (1) 受託者は、委託者から本業務に関する連絡を受けたときは、直ちに協議に応じる等の対応をしなければならない。

- (2) 受託者に本要求水準書で定める事項から逸脱する行為が認められたときは、委託者は、調査の実施及び業務の中止を受託者に命じることがある。
- (3) 受託者は、業務遂行中に不測の事故等が発生したときは、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除後又は期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担において誠実に行うものとする。
- (7) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (8) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めることとする。
- (9) 本業務の遂行に係る各所法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守すること。

1.3 その他

- (1) その他項目に明記されていない事項については、委託者と受託者で協議して定める。
- (2) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。